

# 山形市感染症影響事業者支援給付金のおしらせ

山形市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けた市内の事業者へ、給付金を緊急的に支給します。

## 01 対象となる事業者(下記のいずれにも該当する方)

- (1) 個人事業主もしくは中小企業者であること
- (2) 市内の店舗又は営業所において、対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っていること
- (3) 令和3年1～3月のいずれかの月の売上(事業収入)が前年同月に比べ20%以上減少していること
- (4) 山形市が実施するコロナ対策宣言店であること(同時申請も可能です)
- (5) 給付金受給後も事業を継続する意思があること
- (6) 風俗営業等、暴力団員等でないこと

詳細は裏面留意事項をご参照ください

## 02 申請受付期間

**令和3年2月26日(金)～令和3年4月23日(金)必着**

## 03 給付金

**1事業者あたり 20万円**

## 04 申込方法

以下の書類をご用意の上、必ず郵送にてご提出ください。様式は山形市公式ホームページからダウンロードできます。

中小企業者	個人事業主
<input type="checkbox"/> 申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/> 申請書(様式第1号)
<input type="checkbox"/> 宣誓書(様式第2号)	<input type="checkbox"/> 宣誓書(様式第2号)
<input type="checkbox"/> 山形市に提出した法人市民税の確定申告書第20号様式の写し <sup>*1</sup>	<input type="checkbox"/> 令和2年分確定申告書第1表の写し 又は所得税青色申告決算書の写し
<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の写し <sup>*2</sup>	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の写し <sup>*2</sup>

<sup>\*1</sup> 令和3年1月～3月の属する事業年度の直近の事業年度のもの

<sup>\*2</sup> 2申請者名義のものに限る。金融機関・支店名・口座番号・口座名称(カタカナ)が印字されている部分の写し

### 送付先

郵送の際は、封筒に**山形市給付金申請書 在中**と朱書きしてください

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市役所 山形ブランド推進課 行

山形市給付金申請書 在中

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁での申請は控えていただきますようお願いいたします。

← 切り取って封筒の宛名としてご利用ください。

## 留意事項

- 本給付金における「中小企業者」は、中小企業基本法第2条第1項における「中小企業者」の定義と同じです。
- 対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う業種の具体例は下記のとおりです。この場合、主たる事業の業種であることを問いません。

### 対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う業種の具体例

小売店(土産物店、雑貨店、アパレルショップ等)、宿泊業(ホテル、旅館等)、  
飲食店(レストラン、喫茶店等)、持ち帰り・配達飲食サービス業(弁当屋、移動販売等)、  
生活関連サービス業(旅行代理店、理・美容店、クリーニング店、マッサージ店等)、  
娯楽業(映画館、カラオケ)、旅客運送業(タクシー、バス、運転代行等)等

- 個人事業主の場合は令和2年分の確定申告書又は青色申告決算書の写し、法人の場合は令和3年1月～3月の属する事業年度の直近の事業年度分の山形市に提出した法人市民税の確定申告書の写しが必要となりますので、申告を行ってから給付金の申請を行ってください。
- 令和2年3月2日以降に事業を開始した場合は、令和2年4月～12月のいずれかの月(事業開始月を除く)と令和3年1月～3月いずれかの月の事業収入を比較し、20%以上減少していることが要件となります。
- 市内に有するすべての店舗等がコロナ対策宣言店であることが要件となります。コロナ対策宣言店の登録がまだの場合、下記によりご登録ください。
- 申請内容等に虚偽の申告があった場合、ただちに本給付金を返還していただきます。



# コロナ対策宣言店

山形市保健所の周知文や国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施する店舗に「コロナ対策宣言店」フラッグ及びポスターを送付します。すべての業種の方が申請できます。



#### <申請方法>

「コロナ対策宣言店フラッグ・ポスター等使用申請書」を下記のいずれかの方法でご提出ください。  
使用申請書は、山形市公式ホームページよりダウンロードしてください。

申請先:新・生活様式対応コロナ対策宣言店PR事業事務局

■FAXの場合/023-635-6018 ■E-mailの場合/info@sengenten.jp

■郵送の場合/〒990-0031 山形市十日町2-3-35

申請書様式の  
ダウンロードはコチラ



## <お問い合わせ先>

山形市役所6階 山形ブランド推進課 街なか・商業グループ  
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
TEL:023-641-1212(内線409・422) FAX:023-624-8896  
E-mail brand@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※詳しくは「山形市公式ホームページ なんとっすやまがた」をご覧ください。

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

